

海外職員給与等に関する規程

平成21年 4月 1日
独立行政法人日本貿易振興機構規程第63号
最新改正 令和 8年 3月24日

(目的)

第1条 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の職員のうち、日本国外で勤務する者（以下「海外職員」という。）の給与等については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 この規程は、契約に別の定めのある職員については適用しない。

(支給の種類)

第2条 海外職員に支給するのは、海外給与及び在勤手当とする。

(海外給与の種類)

第3条 海外給与は、海外本俸、扶養手当及び賞与とする。

(支給の方法)

第4条 海外給与（賞与を除く。）及び在勤手当は、毎月1回その月額を支給する。

2 海外給与（賞与を除く。）及び在勤手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。

3 海外給与及び在勤手当の日割計算については別に定める。

(海外本俸)

第5条 海外本俸は、[職員給与規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第4号）第3条](#)に定める本俸の80/100に相当する額とし、昇給は[職員給与規程第5条](#)の規定を準用する。

2 外国政府等との交渉経験その他高度な知見を有する者として理事長が定める海外事務所長の海外本俸は、前項の規定にかかわらず、次の本俸月額表に定める本俸の80/100に相当する額とする。

号俸	本俸月額
1	671,000円
2	724,000円
3	748,000円

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、[職員給与規程第13条](#)の規定を準用する。

(賞与)

第7条 賞与は6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する海外職員に対して理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した海外職員（機構を退職し、引き続き国家公務員又は行政執行法人以外の独立行政法人の職員となった者を除く。）についても同様とする。

2 賞与は、賞与の固定部分と業績給とする。

3 支給係数は、機構の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮して理事長が定めるものとする。

4 賞与の固定部分の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した海外職員にあっては退職し、又は死亡した日現在）における海外本俸及び扶養手当の月額の合計額（表1に定める海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める加算率を乗じて得た額を加算した額及び表2に定める地位にある海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を基礎額として、支給係数のうち海外職員の等級と職務を勘案して別に定める賞与の固定部分の割合を乗じた額に、基準日以前6ヵ月間におけるその者の在職期間（国家公務員又は行政執行法人以外の独立行政法人の職員の身分を離れ機構に採用されたものについては、その職員であった期間を通算することができる。）の区分に応じて、別に定める割合を乗じて得た額とする。

5 業績給の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した海外職員にあっては退職し、又は死亡した日現在）における海外本俸の月額（表1に定める海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める加算率を乗じて得た額を加算した額及び表2に定める地位にある海外職員にあっては、その額に、海外本俸の月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を基礎額として、支給係数のうち海外職員の等級と職務を勘案して別に定める業績給の割合を

乗じた額に、基準日以前におけるその者の勤務期間（国家公務員又は行政執行法人以外の独立行政法人の職員の身分を離れ機構に採用されたものについては、その職員であった期間を通算することができる。）の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、海外職員各人の業績評価に応じて0.8から1.2の間の評価係数を乗じた額に、法人の業績評価に応じて0.9から1.1の間の評価係数を乗じた額とする。

表1 海外職員の海外本俸に対する加算率

等級	加算率
1 等級	20/100
2 等級	15/100
3 等級	10/100
4 等級	5/100

表2 管理監督の地位にある海外職員の海外本俸に対する割増率

職務の区分	割増率
理事長が定める海外事務所長	23/100
その他海外事務所長	14/100

※基準日に1 等級である者に適用する。

（在勤手当）

第8条 在勤手当は、海外職員が在勤地において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、海外職員が機構職員としての体面を維持し、かつその職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように在勤地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めるものとする。

（在勤手当の種類）

第9条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当とする。

2 在勤基本手当は、海外職員が在勤地において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

3 住居手当は、海外職員が在勤地において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

4 配偶者手当は、配偶者（海外職員を除く。海外職員と婚姻関係にあり、主として当該海外職員の収入によって生計を維持している者に限る）を伴う海外職員に支給する。

5 子女教育手当は、海外職員の子のうち次に掲げる者で主として当該海外職員の収入によって生計を維持している者（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 3歳以上18歳未満の子

二 18歳に達した子であって、就学する学校（別に定める学校を除く。）において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にある者

（在勤基本手当の支給額）

第10条 在勤基本手当の月額額は、在勤地及び号の別によって別表第1の在勤基本手当月額表に定める額を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要があると認める海外職員については、当該規程で定める額）とする。

2 在勤基本手当の号の適用その他在勤基本手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（在勤基本手当の支給期間）

第11条 在勤基本手当は、海外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）、支給する。

2 外国において新たに海外職員となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。

3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた海外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。

4 海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された海外職員で、在勤地

を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日を超える者には、第1項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。

6 前項の場合において必要があるときは、当該職員の海外本俸を[職員給与規程第3条](#)に基づく本俸に読み替えて支給することができるものとする。

(住居手当の支給額)

第12条 住居手当の月額、海外職員が居住している家具付きでない住宅の1ヵ月に要する家賃の額(海外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から同家賃の額に別表第2の控除率欄に定める率を乗じて得た額(以下「控除額」という。)を控除した額とする。ただし、別表第2の定めるところに従い、在勤地及び号の別によって定める額(次項において「限度額」という。)を限度とする。

2 前項ただし書(限度に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる者(次条において「配偶者等」という。)を伴う海外職員以外の者に支給する住居手当の月額の限度は、限度額の80/100に相当する額とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第6項において同じ。)

二 子(主として海外職員の収入によって生計を維持している者に限る。次条第6項において同じ。)

3 前各項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(住居手当の支給期間等)

第13条 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2 外国において新たに海外職員となった者には、その日から住居手当を支給する。

3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた海外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。

4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる海外職員には、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。

5 海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該海外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、当該海外職員が死亡当時伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(配偶者手当の支給額)

第14条 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける海外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の20/100に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第15条 配偶者手当は、海外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該海外職員の配偶者が当該海外職員の在勤地に到着した日の翌日(海外職員の配偶者が当該海外職員の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日)から、当該海外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日)まで、支給する。

2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる海外職員には、前項の規定にかかわらず、180日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。

3 配偶者手当を受ける海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、当該海外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日をこえない期間に限り、引き続き当該海外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(配偶者手当を受ける海外職員の扶養手当)

第16条 配偶者手当を受ける海外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

(子女教育手当の支給額)

第17条 子女教育手当の月額、年少子女1人につき8,000円を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額(理事長が特に必要があると認める海外職員については、年少子女1人につき8,000円)

とする。

- 2 海外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地（以下この項及び第5項において「指定地」という。）に勤務する海外職員の年少子女（5歳以上の年少子女であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきもの（5歳の年少子女にあつては、当該教育施設において教育を受けることについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当するもの）に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が当該指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該海外職員に支給する子女教育手当の月額、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、8,000円に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し海外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額を加算した額を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額（理事長が必要であると認める海外職員については、当該年少子女1人につき、当該加算した額）とする。
 - 一 海外職員の年少子女が当該海外職員の勤務する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額
 - イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（別途定める費目に係るものに限る。以下この条において「必要経費」という。）として理事長が当該海外職員の勤務する指定地において標準的であると認定する額
 - ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額
 - 二 海外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち最も少ない額
 - イ 前号イに規定する額
 - ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として理事長が標準的であると認定する額
 - ハ 前号ロに規定する額
- 3 海外職員の勤務する地であつて、当該海外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として理事長が定める地に勤務する海外職員の年少子女が当該海外職員の勤務する地以外の地（本邦を除く。）において学校教育を受けるときにおける当該海外職員に支給する子女教育手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。
 - 一 海外職員の勤務する地以外の地における学校教育に係る必要経費として理事長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額
 - 二 前項第一号ロに規定する額
- 4 前二項の場合において、海外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（理事長が指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当しないときは、加算される額は、150,000円を限度とする。
- 5 指定地に勤務する海外職員の年少子女（6歳未満の年少子女、又は6歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該海外職員に支給する子女教育手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、51,000円を限度とする。

（子女教育手当の支給期間）

第18条 子女教育手当は、海外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該海外職員の年少子女（次項の規定に該当する場合を除く。以下この項において同じ。）が当該海外職員の在勤地に到着した日の翌日（海外職員の年少子女が当該海外職員の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあつては年少子女に該当することとなった日）から当該海外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあつては、その年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあつては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

- 2 海外職員の年少子女が当該海外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると理事長が認める場合に限り、前項の規定に準じて別に定めるところにより、当該海外職員に子女教育手当を支給する。
- 3 子女教育手当を受ける海外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。
- 4 前各項に定めるもののほか、第1項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(租税公課)

第19条 海外職員が在勤地において勤務することにより租税公課を課せられるときは、その租税公課の額に相当する額を機構が負担することができるものとする。

(給与の端数計算)

第20条 外国通貨をもつて定められた海外職員の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

- 2 外国通貨をもつて定められた海外職員の給与を当該外国通貨とは異なる通貨で支給する必要がある場合において、当該外国通貨から当該異なる通貨に換算する際に当該異なる通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

(準用)

第21条 この規程並びに別に定めるもののほか、海外職員の給与について必要な事項は、[職員給与規程](#)及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年4月1日(以下「基準日」という。)以前に日本国外で勤務する者(以下「海外職員」という。)に支給されていた給与等においては、この規程のうちの「海外本俸」は基準日以前の職員給与規程(独立行政法人日本貿易振興機構規程第4号。以下「職員給与規程」という。)の「在勤加俸」に、「在勤基本手当」は基準日以前の職員給与規程の「在勤本俸」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 基準日以前から引き続き適用される規程及び契約等であつて職員給与規程の規定を準用すること等としているもののうち、海外職員に係る規定については基準日以降この規程に準拠することとする。この場合、基準日以前の職員給与規程の「在勤加俸」はこの規程のうちの「海外本俸」に、「在勤本俸」はこの規程のうちの「在勤基本手当」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成21年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成21年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成22年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、ニューヨーク、サンチャゴ、ブエノスアイレス、ホンコン、シンガポール、バンコック、マニラ、ソウル、ペキン、シヤンハイ、ダイレン、コウシュウ、ハノイ、ヤンゴン、プノンペン、オークランド、パリ、ロンドン、デュッセルドルフ、ジュネーブ、ウィーン、マドリード、ワルシャワ、ブダペスト、モスクワ、ベルリン、ヘルシンキ、第二住居手当月額限度額表のうち、ベトナム、カンボジア、シンガポール、タイ、大韓民国、中華人民共和国 a、中華人民共和国 b、中華人民共和国 c、中華人民共和国 d、中華人民共和国 f、フィリピン、ミャンマー、アメリカ合衆国 i、アメリカ合衆国 1、アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、チリ、オーストリア、スイス、スロバキア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ポーランド、セルビア、英国、ロシア a、ニュージーランド、クウェート、サウジアラビアb、トルコ a、レバノン、アルジェリア、チュニジアの各在勤地に勤務する職員であって平成22年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成22年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成22年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成22年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成23年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成23年3月4日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成23年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成23年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成24年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 次に掲げる職員であって、平成24年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 一 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、ジャカルタ、シャンハイ、ウィーン、ベルリン、第二住居手当月額限度額表のうち、インドネシア、中華人民共和国 c、キューバ、オーストリア、ドイツ、ブルガリアの各在勤地に勤務する職員
 - 二 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、サンパウロ、チェンナイ、第二住居手当月額限度額表のうち、インド d、ブラジル a、ブラジル b以外の各在勤地に勤務する職員であって、住居手当の支給に関して別表第2の1号の号の適用を受けるもの（前号に掲げる職員を除く。）

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成24年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成24年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成25年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、カラチ、ムンバイ、第二住居手当月額限度額表のうち、ムンバイ、パキスタンb、マラウイの各在勤地に勤務する職員であって平成25年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成25年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成25年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成26年4月22日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成26年8月15日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成26年9月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成26年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度額表のうち、サンパウロ、チンタオ、ホーチミン、第二住居手当月額限度額表のうち、インドb、ベトナムb、中華人民共和国f、ブラジルa、カザフスタン、ロシアbの各在勤地に勤務する職員であって平成27年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年12月17日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成27年8月1日から適用する。ただし、第一在勤基本手当月額表のサンパウロ、メキシコ、ボゴタ、モスクワ、サンクトペテルブルク、クアラルンプール、シドニー、オークランド、トロント、バンクーバー、サンチャゴ、ヨハネスブルク、第二在勤基本手当月額表のブラジルA、ブラジルB、ザンビア、マレーシア、コロンビア、メキシコ、ロシアA、ロシアB、オーストラリアA、オーストラリアB、オーストラリアC、ニュージーランド、ウガンダ、タンザニア、カナダ、チリ、カザフスタン、シリア、アルジェリア、南アフリカ共和国に係る部分については、平成28年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度表のうち、ホーチミン、サンクトペテルブルク、第二住居手当月額限度表のうち、インドb、ベトナムb、ロシアbの各在勤地に勤務する職員であって平成28年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成28年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成28年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成29年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度表のうち、サンパウロ、サンクトペテルブルク、第二住居手当月額限度表のうち、インドb、ブラジルa、ブラジルb、ロシアb、ガボン、タンザニアの各在勤地に勤務する職員であって平成29年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成29年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成29年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成30年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2：第一住居手当月額限度表のうち、ボゴタ、ダイレン、チンタオ、セイト、ベンガルール、第二住居手当月額限度表のうち、中華人民共和国d、中華人民共和国e、中華人民共和国f、コロンビア、スイス、チュニジアの各在勤地に勤務する職員であって平成30年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成30年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成30年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成30年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成31年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和元年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和元年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年4月1日から適用する。
- 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年8月1日から適用する。
- 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和2年11月1日から適用する。
- 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年1月1日から適用する。
- 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年2月1日から適用する。
- 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- この附則は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年1月1日から適用する。
- 別表第1第一在勤基本手当月額表のうち中東の項中イスタンブール、別表第1第二在勤基本手当月額表のうち、中東の項中トルコBを次のとおりとする。

(令和3年1月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号				2号		3号		4号		5号		6号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
中東	イスタンブール	371,000	365,000	360,900	350,800	340,700	330,500	310,300	293,400	268,100	234,400	207,400	193,900	180,400	167,000

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
中東	トルコB	355,800	335,600	301,800	268,100	234,400

(令和3年2月～)

(単位：円)

地域	在勤地	1号				2号		3号		4号		5号		6号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
中東	イスタンブール	417,400	410,600	406,000	394,600	383,200	371,900	349,100	330,100	301,600	263,700	233,300	218,200	203,000	187,800

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
中東	トルコB	400,300	377,600	339,600	301,600	263,700

- 3 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 4 この附則第2項の規定は、次の別表第1 第一在勤基本手当月額表又は第二在勤基本手当月額表が改正され適用される日の前日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、サンパウロ、(2)第二住居手当月額限度額表のうち、ブラジルa、ブラジルb、ブラジルc の各在勤地に勤務する職員であって令和3年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和3年8月1日から適用する。ただし、第一在勤基本手当月額表のヤンゴン、ビエンチャン、第二在勤基本手当月額表のミャンマー、ラオスに係る部分については、令和4年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、ベンガルールに勤務する職員であって、令和4年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年8月1日から適用する。

- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和4年8月1日から適用する。ただし、第一在勤基本手当月額表のビエンチャン、モスクワ、サンクトペテルブルク、第二在勤基本手当月額表のラオス、コスタリカ、ブルガリア、ロシアA、ロシアB、ザンビア、ジンバブエに係る部分については、令和4年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年1月1日から適用する。ただし、附則別表の規程は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 附則別表に定める在勤地に係る海外職員給与等に関する規程第10条で定める額は、令和4年4月から7月までの月分については、当該在勤地につきそれぞれ同表に定める額とする。
- 3 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附則に次の附則別表を加える。

- (1) [附則別表 第一在勤基本手当月額表](#)
- (2) [附則別表 第二在勤基本手当月額表](#)

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、プノンペン、マニラ、ハノイ、ヤンゴン、ボゴタ、コウシュウ、セイト、ダイレン、サンパウロ、ドバイ、(2)第二住居手当月額限度額表のうち、カンボジア、フィリピン、ベトナムa、ミャンマー、パプアニューギニア、コロンビア、ベネズエラ、クウェート、アルジェリア、タンザニア、中華人民共和国b、中華人民共和国d、中華人民共和国e、ブラジルaに勤務する職員であって、令和5年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年11月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年1月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、ペキン、ブカン、ナイロビ、シャンハイ、(2)第二住居手当月額限度額表のうち、中華人民共和国a、ケニア、マラウイ、中華人民共和国c、ロシアbに勤務する職員であって、令和6年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年8月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第14条の規定にかかわらず、職員給与規程別表第1の適用を受ける海外職員でその等級が1等級に格付けられているものに支給する配偶者手当の月額、第10条に規定する在勤基本手当の月額の20/100に相当する額から3,000円を、別に定める換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要があると認める海外職員については、3,000円）を減じた額とする。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。
- 3 別表第2(1)第一住居手当月額限度額表のうち、ヤンゴン、コウシュウ、セイト、ダイレン、ホーチミン、(2)第二住居手当月額限度額表のうち、ミャンマー、エリトリア、中国b、中国d、中国e、ベトナムbに勤務する職員であって、令和7年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、変更後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 職員が変更前の規程に基づいて適用日以降の分として支給を受けた給与は、変更後の規程による給与の内払いとみなす。

別表第1

- (1) [第一在勤基本手当月額表](#)
- (2) [第二在勤基本手当月額表](#)

別表第2

- (1) [第一住居手当月額限度額表](#)

(2) [第二住居手当月額限度額表](#)

在 勤 基 本 手 当 月 額 表

附則別表

(1) 第一在勤基本手当月額表

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1 号				2 号		3 号		4 号		5 号		6 号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
北米	ワシントン	643,900	631,100	621,500	602,300	583,200	564,100	525,900	494,000	446,200	382,500	331,500	306,000	280,400	255,000
	ニューヨーク	781,900	730,100	662,600	642,200	621,800	601,400	560,700	526,700	475,700	407,800	353,400	326,300	299,100	271,900
	サンフランシスコ	677,300	654,700	630,600	611,200	591,800	572,400	533,600	501,200	452,700	388,100	336,300	310,400	284,600	258,800
	ロサンゼルス	695,500	672,500	648,200	628,200	608,300	588,400	548,400	515,200	465,300	398,900	345,700	319,100	292,500	266,000
	シカゴ	669,400	644,600	617,100	598,100	579,100	560,100	522,200	490,500	443,100	379,800	329,100	303,800	278,500	253,200
	ヒューストン	632,600	609,400	583,400	565,500	547,500	529,600	493,700	463,700	418,900	359,000	311,100	287,200	263,300	239,400
	アトランタ	631,000	611,000	590,200	572,100	553,900	535,800	499,400	469,100	423,700	363,200	314,800	290,600	266,400	242,200
	トロント	567,400	548,600	528,500	512,200	495,900	479,700	447,200	420,100	379,400	325,300	281,900	260,200	238,500	216,800
バンクーバー	587,000	565,000	540,100	523,500	506,900	490,300	457,000	429,300	387,800	332,400	288,100	265,900	243,700	221,600	
中南米	カラカス	1,017,800	1,000,600	987,600	961,800	935,900	910,000	858,300	815,200	750,500	664,300	595,400	560,800	526,300	491,900
	サンチャゴ	542,500	531,700	523,700	507,600	491,400	475,300	443,100	416,200	375,900	322,300	279,300	257,800	236,300	214,800
	ブエノスアイレス	477,700	468,200	461,100	447,000	432,800	418,600	390,200	366,500	331,100	283,800	246,000	227,000	208,100	189,200
	サンパウロ	548,800	531,200	512,500	497,300	482,100	466,900	436,400	411,000	373,100	322,300	281,700	261,500	241,100	220,900
	メキシコ	559,300	548,600	540,600	524,500	508,400	492,400	460,200	433,400	393,200	339,600	296,700	275,200	253,800	232,400
	ボゴタ	562,800	553,200	546,100	531,800	517,500	503,100	474,500	450,700	414,900	367,200	329,000	310,000	290,900	271,800
リマ	557,800	547,600	540,100	524,800	509,600	494,300	463,900	438,500	400,400	349,700	309,000	288,700	268,400	248,100	
アジア	ホンコン	778,000	752,000	724,300	702,000	679,700	657,400	612,800	575,700	520,000	445,700	386,300	356,600	326,900	297,200
	シンガポール	612,900	600,800	591,700	573,500	555,200	537,000	500,600	470,300	424,800	364,100	315,500	291,200	267,000	242,700
	ニューデリー	570,200	560,800	553,700	539,800	525,800	511,800	483,800	460,500	425,500	378,900	341,600	322,900	304,200	285,600
	バンコック	511,900	501,700	494,100	478,900	463,700	448,500	418,100	392,800	354,800	304,100	263,500	243,300	223,000	202,800
	マニラ	473,800	464,700	457,900	444,400	430,900	417,300	390,300	367,700	333,900	288,700	252,600	234,600	216,500	198,500
	ソウル	559,100	548,100	539,800	523,100	506,500	489,900	456,700	429,100	387,500	332,200	287,900	265,800	243,600	221,500
	クアラルンプール	469,500	460,200	453,200	439,300	425,400	411,500	383,500	360,200	325,400	278,900	241,700	223,100	204,600	185,900
	コロンボ	462,900	454,800	448,700	436,600	424,500	412,400	388,200	368,000	337,800	297,400	265,100	248,900	232,800	216,700
	ジャカルタ	472,500	463,500	456,800	443,300	429,800	416,300	389,300	366,800	333,000	288,000	252,000	234,000	216,000	198,000
	カラチ	609,000	597,000	584,800	573,000	561,300	549,500	526,000	506,500	477,100	437,900	406,600	391,000	375,300	359,700
	ダッカ	654,400	644,500	637,100	622,200	607,300	592,400	562,600	537,800	500,500	450,900	411,100	391,300	371,400	351,600
	ペキン	677,900	664,900	655,100	635,500	615,900	596,300	557,100	524,400	475,400	410,000	357,800	331,700	305,500	279,400
	シャanghai	724,400	697,600	667,500	647,000	626,500	606,000	564,900	530,600	479,300	410,900	356,000	328,700	301,200	273,900
	ダレイン	603,500	584,500	564,400	547,600	530,800	514,100	480,400	452,400	410,300	354,300	309,400	287,000	264,600	242,200
	コウジュウ	659,500	636,500	611,400	592,600	573,800	555,000	517,300	486,000	438,900	376,300	326,100	301,000	275,900	250,800
	チンタオ	570,500	563,500	561,500	544,200	527,000	509,700	475,100	446,300	403,100	345,500	299,400	276,400	253,400	230,400
	ブカン	677,900	664,900	655,100	635,500	615,900	596,300	557,100	524,400	475,400	410,000	357,800	331,700	305,500	279,400
	セイト	605,000	583,000	558,200	541,600	525,000	508,400	475,100	447,400	405,800	350,500	306,100	284,000	261,800	239,700
	ハノイ	455,800	447,100	440,600	427,700	414,700	401,800	375,800	354,200	321,800	278,600	244,100	226,800	209,500	192,200
	ムンバイ	619,800	604,200	588,300	573,300	558,200	543,200	513,000	487,900	450,300	400,100	360,000	339,900	319,900	299,800
チェンナイ	607,200	598,800	593,800	578,600	563,400	548,100	517,700	492,300	454,200	403,500	362,900	342,600	322,300	302,000	
バンカールール	579,000	573,000	571,300	556,800	542,200	527,700	498,600	474,400	438,100	389,700	350,900	331,600	312,100	292,800	
アムステルダム	619,800	604,200	588,300	573,300	558,200	543,200	513,000	487,900	450,300	400,100	360,000	339,900	319,900	299,800	
ヤンゴン	542,200	533,100	526,300	512,500	498,800	485,100	457,700	434,900	400,700	355,000	318,400	300,200	281,900	263,700	
ホーチミン	503,700	486,300	467,000	453,200	439,400	425,500	397,900	374,900	340,300	294,300	257,400	239,000	220,600	202,200	
フロンペン	555,000	545,000	537,400	522,200	507,100	491,900	461,600	436,400	398,500	348,000	307,600	287,400	267,200	247,100	
ビエンチャン	571,700	561,400	553,700	538,400	523,000	507,700	476,900	451,200	412,800	361,500	320,500	300,100	279,500	259,000	
タイハイ	778,000	752,000	724,300	702,000	679,700	657,400	612,800	575,700	520,000	445,700	386,300	356,600	326,900	297,200	

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号				2号		3号		4号		5号		6号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
大洋州	シドニー	531,000	513,000	493,500	478,300	463,100	447,900	417,600	392,300	354,300	303,700	263,200	242,900	222,700	202,500
	オークランド	534,400	527,600	525,400	509,200	493,100	476,900	444,600	417,600	377,200	323,400	280,300	258,700	237,200	215,600
欧州	パリ	520,400	510,100	502,400	486,900	471,500	456,100	425,100	399,300	360,700	309,200	267,900	247,300	226,700	206,100
	ロンドン	613,900	601,800	592,700	574,400	556,200	537,900	501,500	471,100	425,500	364,700	316,100	291,800	267,500	243,200
	デュッセルドルフ	530,800	513,200	494,500	479,300	464,100	448,900	418,400	393,000	355,100	304,300	263,700	243,500	223,100	202,900
	ジュネーブ	780,300	764,800	753,200	730,000	706,800	683,700	637,300	598,700	540,800	463,500	401,800	370,800	339,900	309,100
	ミラノ	548,800	531,200	512,800	497,000	481,200	465,400	433,900	407,600	368,200	315,500	273,500	252,500	231,400	210,400
	ウィーン	564,600	553,400	545,100	528,300	511,500	494,700	461,200	433,200	391,300	335,400	290,700	268,300	246,000	223,700
	ブッセル	521,300	511,000	503,300	487,800	472,300	456,800	425,800	400,000	361,400	309,700	268,400	247,800	227,100	206,500
	アムステルダム	519,300	509,000	501,300	485,800	470,400	455,000	424,100	398,500	359,900	308,500	267,400	246,800	226,300	205,700
	マトリート	486,400	476,800	469,600	455,100	440,700	426,200	397,300	373,300	337,100	289,000	250,500	231,200	212,000	192,700
	ブカレスト	462,800	453,600	446,800	433,000	419,300	405,500	378,000	355,100	320,800	275,000	238,200	220,000	201,600	183,300
	ワルシャワ	423,700	415,300	409,100	396,500	383,900	371,300	346,100	325,100	293,700	251,700	218,200	201,300	184,600	167,900
	ミュンヘン	497,800	492,200	491,300	476,200	461,100	446,000	415,700	390,500	352,700	302,300	262,000	241,800	221,700	201,600
	ブダペスト	438,700	430,000	423,500	410,500	397,500	384,500	358,400	336,600	304,000	260,600	225,900	208,500	191,200	173,800
	モスクワ	537,000	526,700	518,900	503,500	488,100	472,700	441,900	416,200	377,600	326,300	285,200	264,600	244,100	223,600
	サンクトペテルブルク	499,000	491,000	486,400	472,000	457,600	443,200	414,300	390,300	354,200	306,300	267,800	248,600	229,400	210,200
	ベルリン	515,300	505,100	497,400	482,100	466,800	451,500	420,900	395,400	357,100	306,100	265,300	244,900	224,500	204,100
	プラハ	546,700	535,800	527,700	511,400	495,200	479,000	446,500	419,500	378,900	324,700	281,400	259,800	238,100	216,500
タシケント	466,200	458,100	452,000	439,800	427,600	415,400	391,000	370,600	340,100	299,400	266,900	250,700	234,400	218,200	
中東	テヘラン	574,400	566,300	560,200	548,100	536,000	523,900	499,600	479,400	449,100	408,700	376,400	360,300	344,100	328,000
	イスタンブール	426,200	395,100	394,400	404,500	392,700	380,900	357,300	337,500	308,100	268,700	237,200	221,400	205,700	189,900
	カイロ	506,800	497,900	491,200	477,900	464,500	451,100	424,500	402,300	368,900	324,500	288,800	271,000	253,300	235,400
	ラバト	491,000	481,600	474,500	460,400	446,400	432,400	404,300	380,900	345,800	299,000	261,500	242,700	224,000	205,300
	アディスアベバ	642,700	633,300	626,300	612,300	598,300	584,300	556,300	532,900	497,900	451,200	413,800	395,200	376,500	357,800
	アクラ	625,500	616,100	609,100	595,100	581,000	567,000	538,900	515,500	480,400	433,700	396,300	377,600	358,800	340,100
	ナイロビ	594,400	584,600	577,200	562,500	547,800	533,100	503,700	479,100	442,400	393,300	354,100	334,400	314,800	295,200
	ヨハネスブルグ	514,300	505,000	498,000	484,100	470,100	456,200	428,300	405,100	370,300	323,800	286,700	268,000	249,500	230,900
	ラゴス	760,000	749,000	740,700	724,300	707,900	691,400	658,600	631,300	590,200	535,500	491,700	469,800	447,800	426,000
	アビジアン	733,600	722,400	714,000	697,300	680,600	664,000	630,500	602,700	560,900	505,200	460,600	438,400	416,100	393,800
	トバイ	625,400	616,600	612,700	593,800	575,000	556,100	518,400	487,000	439,900	377,100	326,800	301,700	276,500	251,400
リヤト	725,900	714,200	705,500	687,900	670,400	652,800	617,700	588,500	544,600	486,100	439,300	415,900	392,500	369,100	
テルアビブ	713,900	700,200	689,800	669,200	648,500	627,900	586,500	552,000	500,300	431,500	376,300	348,800	321,200	293,700	
マプト	618,900	610,100	603,500	590,300	577,100	563,900	537,400	515,400	482,400	438,300	403,000	385,500	367,800	350,200	

備考

- この表は、事務に従事する職員に適用する。
- 1号の4以上の在勤基本手当の適用を受ける所長であって理事長が定めた者の在勤基本手当は、その者の在勤地の1号の3に1号の4を加算した額を2で除し、115/100を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
ただし、外務公務員の在勤基本手当月額表の「特号」または「総領事」を超えないこととする。

附則別表

(2) 第二在勤基本手当月額表
(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在 勤 地	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	
ア	インドA	546,800	518,800	472,100	425,500	378,900	
	インドB	554,300	525,900	478,400	431,000	383,600	
	インドC	580,800	550,700	500,500	450,300	400,100	
	インドD	586,200	555,800	505,000	454,200	403,500	
	インドネシア	450,000	423,000	378,000	333,000	288,000	
	ベトナムA	434,200	408,200	365,000	321,800	278,600	
	ベトナムB	460,100	432,500	386,400	340,300	294,300	
	カンボジア	529,800	499,500	449,000	398,500	348,000	
	シンガポール	582,600	546,100	485,500	424,800	364,100	
	スリランカ	442,600	418,400	378,100	337,800	297,400	
	タイ	486,500	456,100	405,500	354,800	304,100	
	大韓民国	531,500	498,200	442,900	387,500	332,200	
	ジ	中華人民共和国A	645,300	606,100	540,700	475,400	410,000
		中華人民共和国B	602,000	564,400	501,700	438,900	376,300
		中華人民共和国C	657,300	616,200	547,700	479,300	410,900
		中華人民共和国D	556,000	522,500	466,400	410,300	354,300
		中華人民共和国E	549,900	516,700	461,300	405,800	350,500
		中華人民共和国F	552,900	518,300	460,700	403,100	345,500
		中華人民共和国G	713,200	668,500	594,300	520,000	445,700
	ア	パキスタンA	568,400	544,200	504,000	463,800	423,500
パキスタンB		578,900	555,400	516,200	477,100	437,900	
バングラデシュ		629,600	599,900	550,200	500,500	450,900	
フィリピン		451,200	424,100	379,000	333,900	288,700	
マレーシア		446,200	418,400	371,900	325,400	278,900	
ミャンマー		519,400	491,900	446,300	400,700	355,000	
ラオス		546,000	515,300	464,000	412,800	361,500	
台湾		713,200	668,500	594,300	520,000	445,700	
北 米		アメリカ合衆国A	611,900	573,700	509,900	446,200	382,500
		アメリカ合衆国B	581,100	544,900	484,300	423,700	363,200
	アメリカ合衆国C	620,900	582,100	517,400	452,700	388,100	
	アメリカ合衆国D	574,500	538,600	478,700	418,900	359,000	
	アメリカ合衆国E	607,600	569,600	506,300	443,100	379,800	
	アメリカ合衆国F	550,100	515,700	458,400	401,000	343,800	
	アメリカ合衆国G	560,100	525,100	466,700	408,400	350,100	
	アメリカ合衆国H	576,800	540,800	480,700	420,600	360,500	
	アメリカ合衆国I	652,400	611,600	543,700	475,700	407,800	
	アメリカ合衆国J	574,500	538,600	478,700	418,900	359,000	
	アメリカ合衆国K	574,500	538,600	478,700	418,900	359,000	
	アメリカ合衆国L	609,500	571,300	507,900	444,400	380,900	
	アメリカ合衆国M	575,000	539,100	479,200	419,300	359,400	
	アメリカ合衆国N	557,200	522,400	464,300	406,300	348,200	
	アメリカ合衆国O	638,200	598,300	531,800	465,300	398,900	
	カナダ	520,400	487,800	433,600	379,400	325,300	

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
中南米	アルゼンチン	454,100	425,700	378,400	331,100	283,800
	ベネズエラ	974,700	923,000	836,700	750,500	664,300
	ウルグアイ	551,800	517,300	459,800	402,300	344,900
	キューバ	536,600	512,600	472,700	432,700	392,800
	コスタリカ	483,000	454,000	405,500	357,100	308,700
	コロンビア	538,900	510,300	462,600	414,900	367,200
	チリ	515,600	483,400	429,700	375,900	322,300
	ブラジルA	504,900	474,500	423,700	373,100	322,300
	ブラジルB	535,800	505,100	454,000	402,800	351,700
	ブラジルC	489,000	459,500	410,500	361,400	312,400
	ペルー	532,400	501,900	451,200	400,400	349,700
	メキシコ	532,500	500,400	446,800	393,200	339,600
	エクアドル	572,400	539,400	484,500	429,600	374,600
欧州	イタリア	482,800	452,600	402,300	352,000	301,800
	オーストリア	536,700	503,100	447,200	391,300	335,400
	オランダ	493,600	462,700	411,300	359,900	308,500
	カザフスタン	491,500	466,300	424,200	382,100	340,000
	スイス (ジュネーブ)	741,600	695,300	618,000	540,800	463,500
	スウェーデン	520,600	488,100	433,800	379,600	325,400
	スペインA	462,300	433,400	385,300	337,100	289,000
	スペインB	473,100	443,600	394,300	345,000	295,700
	スロバキア	451,600	423,500	376,400	329,300	282,300
	チェコ	519,600	487,100	433,000	378,900	324,700
	ドイツ	489,800	459,200	408,200	357,100	306,100
	ハンガリー	417,000	391,000	347,500	304,000	260,600
	フランスA	494,600	463,800	412,200	360,700	309,200
	フランスB	486,900	456,500	405,700	355,100	304,300
	ブルガリア	430,700	403,800	358,900	314,100	269,200
	ベルギー	495,500	464,600	412,900	361,400	309,700
	ポーランド	402,800	377,600	335,600	293,700	251,700
	セルビア	452,000	424,800	379,600	334,400	289,300
	英国	583,600	547,000	486,300	425,500	364,700
	ロシアA	511,200	480,400	429,000	377,600	326,300
ロシアB	459,500	434,300	392,100	350,000	307,900	
デンマーク	588,500	551,700	490,400	429,100	367,800	

(令和4年4月～7月)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号
大洋州	オーストラリアA	478,400	448,500	398,600	348,800	299,000
	オーストラリアB	485,900	455,500	404,900	354,300	303,700
	オーストラリアC	498,100	467,000	415,100	363,200	311,300
	ニュージーランド	513,100	481,100	427,600	374,100	320,700
	パプアニューギニア	674,100	642,600	590,200	537,800	485,500
	フィジー	484,500	455,300	406,700	358,100	309,500
中東	アラブ首長国連邦	573,000	537,200	477,500	417,900	358,200
	イエメン	855,100	814,600	747,100	679,600	612,100
	イスラエル	679,500	638,200	569,300	500,300	431,500
	イラク	642,500	617,000	574,600	532,100	489,600
	イラン	554,100	529,900	489,500	449,100	408,700
	クウェート	554,600	522,700	469,600	416,500	363,500
	カタール	549,300	516,100	460,700	405,400	350,000
	サウジアラビアA	696,700	661,600	603,100	544,600	486,100
	サウジアラビアB	639,400	604,400	546,300	488,200	430,000
	シリア	572,600	541,900	490,700	439,500	388,300
	トルコA	411,900	388,900	350,600	312,400	274,100
	トルコB	410,400	386,800	347,400	308,100	268,700
	レバノン	664,200	625,500	561,000	496,400	432,000
アフリカ	アルジェリア	539,300	510,600	462,900	415,200	367,400
	ウガンダ	591,500	563,000	515,400	467,900	420,300
	エジプト	484,600	457,800	413,400	368,900	324,500
	エチオピア	619,300	591,300	544,600	497,900	451,200
	エリトリア	666,700	635,800	584,100	532,400	480,900
	ガーナ	602,100	574,000	527,200	480,400	433,700
	ガボン	733,000	695,600	633,300	571,100	508,800
	ケニア	569,900	540,500	491,400	442,400	393,300
	コンゴ共和国	766,500	731,600	673,300	615,000	556,700
	ザンビア	494,100	470,400	430,800	391,200	351,700
	ジンバブエ	599,000	574,600	533,700	492,800	452,100
	コートジボワール	705,700	672,300	616,600	560,900	505,200
	タンザニア	571,300	544,100	498,900	453,600	408,300
	チュニジア	413,400	391,500	355,000	318,500	282,000
	ナイジェリア	732,500	699,700	644,900	590,200	535,500
	南アフリカ共和国	491,000	463,100	416,700	370,300	323,800
	モロッコ	467,500	439,400	392,600	345,800	299,000
	モザンビーク	596,900	570,500	526,400	482,400	438,300
	マラウイ	592,700	566,700	523,300	479,800	436,400

備考

- この表は、研究に従事する職員に適用する。
- 第二在勤基本手当月額表の在勤地中、国名に地名及び記号の付記があるものの地域区分は、「領事館の管轄区域を定める訓令」（昭和29年外務省訓令第25号）によるものとする。
- インドの地域区分は、次のとおりとする。
 - インド中、B、C、Dに属さない地域
 - コルカタ
 - ムンバイ
 - チェンナイ
- 中華人民共和国の地域区分は、次のとおりとする。
 - 中華人民共和国中、B、C、D、E、F、Gに属さない地域

- B 広州
 - C 上海
 - D 瀋陽
 - E 重慶
 - F 青島
 - G 香港
5. パキスタンの地域区分は、次のとおりとする。
- A パキスタン中、Bに属さない地域
 - B カラチ
6. アメリカ合衆国の地域区分は、次のとおりとする。
- A ジストリクトオブコロンビア
 - B アトランタ
 - C サンフランシスコ
 - D シアトル
 - E シカゴ
 - F デトロイト
 - G デンバー
 - H ナッシュビル
 - I ニューヨーク
 - J ヒューストン
 - K ポートランド
 - L ボストン
 - M ホノルル
 - N マイアミ
 - O ロサンゼルス
7. ブラジルの地域区分は、次のとおりとする。
- A サンパウロ
 - B リオデジャネイロ
 - C ブラジリア
8. ロシアの地域区分は、次のとおりとする。
- A ロシア中、B及びウラジオストク、サンクトペテルブルグに属さない地域
 - B ハバロフスク
9. オーストラリアの地域区分は、次のとおりとする。
- A キャンベラ
 - B シドニー
 - C メルボルン
10. サウジアラビアの地域区分は、次のとおりとする。
- A リヤド
 - B ジッダ
11. トルコの地域区分は、次のとおりとする。
- A トルコ中、Bに属さない地域
 - B イスタンブール
12. フランスの地域区分は、次のとおりとする。
- A パリ
 - B マルセイユ
13. ベトナムの地域区分は、次のとおりとする。
- A ハノイ
 - B ホーチミン
14. スペインの地域区分は、次のとおりとする。
- A マドリード
 - B バルセロナ

在 勤 基 本 手 当 月 額 表

別表第1

(1) 第一在勤基本手当月額表
(令和7年4月～)

(単位：円)

地域	1 号				2 号		3 号		4 号		5 号		6 号		
	在勤地	1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
北米	ワシントン	830,400	813,900	801,600	777,000	752,300	727,700	678,300	637,200	575,600	493,300	427,500	394,700	361,700	328,900
	ニューヨーク	1,062,600	989,400	893,500	866,000	838,500	811,000	756,000	710,200	641,500	549,900	476,600	439,900	403,200	366,600
	サンフランシスコ	907,900	874,100	836,200	810,500	784,700	759,000	707,500	664,600	600,300	514,500	446,000	411,700	377,400	343,100
	ロサンゼルス	916,400	883,600	847,200	821,200	795,100	769,100	716,900	673,400	608,300	521,400	451,900	417,100	382,300	347,600
	シカゴ	897,300	866,700	833,600	808,000	782,300	756,700	705,400	662,600	598,500	513,000	444,600	410,400	376,200	342,000
	ヒューストン	823,900	796,100	766,400	742,800	719,200	695,600	648,500	609,200	550,300	471,600	408,800	377,300	345,900	314,500
	アトランタ	861,700	830,300	795,300	770,900	746,400	721,900	673,000	632,200	571,100	489,400	424,200	391,600	358,900	326,300
	トロント	695,100	672,900	649,700	629,700	609,700	589,700	549,700	516,400	466,500	399,800	346,500	319,900	293,200	266,600
バンクーバー	714,600	689,400	661,900	641,500	621,100	600,700	560,000	526,100	475,200	407,300	353,000	325,800	298,700	271,500	
中南米	カラカス	948,600	932,400	920,400	896,200	872,000	847,900	799,500	759,300	698,900	618,300	553,900	521,600	489,400	457,200
	サンチャゴ	688,900	675,700	665,700	645,800	625,800	605,900	566,100	532,800	483,000	416,600	363,400	336,900	310,300	283,800
	ブエノスアイレス	753,300	738,700	727,800	705,900	684,100	662,300	618,600	582,200	527,600	454,800	396,500	367,500	338,300	309,200
	サンパウロ	742,400	715,600	685,800	665,300	644,700	624,100	583,000	548,800	497,400	428,900	374,100	346,800	319,300	292,000
	メキシコ	798,500	783,000	771,500	748,300	725,100	701,900	655,500	616,900	558,900	481,700	419,900	388,900	358,000	327,200
	ボゴタ	720,900	708,300	698,700	679,700	660,700	641,700	603,700	572,000	524,500	461,200	410,500	385,100	359,800	334,400
リマ	719,900	706,600	696,500	676,500	656,500	636,500	596,300	562,900	512,800	446,000	392,500	365,800	339,000	312,300	
アジア	ホノコソ	942,900	911,100	877,000	850,000	823,000	796,000	742,000	697,100	629,600	539,600	467,700	431,700	395,700	359,800
	シンガポール	782,000	766,500	754,800	731,600	708,400	685,200	638,700	600,000	542,000	464,600	402,600	371,600	340,700	309,700
	ニューデリー	674,000	662,600	654,100	637,000	620,000	602,900	568,700	540,200	497,500	440,600	395,100	372,300	349,600	326,800
	バンコック	600,200	588,300	579,300	561,500	543,700	525,900	490,200	460,500	416,000	356,600	309,000	285,200	261,500	237,700
	マニラ	568,700	557,800	549,500	533,200	516,800	500,500	467,800	440,500	399,600	345,200	301,500	279,700	257,900	236,100
	ソウル	644,300	631,500	621,900	602,800	583,700	564,500	526,300	494,300	446,500	382,800	331,700	306,200	280,700	255,200
	クアラルンプール	564,400	553,200	544,800	528,000	511,300	494,600	461,000	433,100	391,100	335,300	290,600	268,200	245,900	223,600
	コロンボ	662,900	650,700	641,500	623,200	604,800	586,400	549,700	519,100	473,200	412,100	363,200	338,700	314,200	289,700
	ジャカルタ	569,200	558,300	550,100	533,700	517,300	500,900	468,200	441,000	400,100	345,400	301,800	280,000	258,100	236,300
	ジャチ	748,400	727,600	704,200	688,300	672,500	656,600	624,900	598,500	558,900	506,100	463,800	442,600	421,500	400,400
	ダッカ	740,500	728,500	719,600	701,600	683,600	665,600	629,600	599,600	554,700	494,700	446,800	422,700	398,800	374,900
	ペキン	744,100	729,700	718,900	697,300	675,800	654,200	611,100	575,100	521,200	449,400	391,900	363,100	334,400	305,600
	シャンハイ	805,400	778,600	749,900	726,800	703,800	680,800	634,600	596,100	538,400	461,500	400,000	369,200	338,400	307,700
	ダイルン	677,300	654,700	630,000	611,200	592,400	573,600	535,900	504,500	457,500	394,700	344,400	319,300	294,200	269,100
	アコウシュウ	732,800	707,200	679,300	658,400	637,500	616,600	574,800	540,000	487,700	418,100	362,300	334,400	306,500	278,700
	チンタオ	678,200	653,800	626,800	607,500	588,200	568,900	530,300	498,200	450,000	385,700	334,300	308,500	282,900	257,100
	ブカン	744,100	729,700	718,900	697,300	675,800	654,200	611,100	575,100	521,200	449,400	391,900	363,100	334,400	305,600
	セイト	668,100	645,900	621,900	603,300	584,800	566,200	529,000	498,100	451,600	389,700	340,100	315,400	290,500	265,800
	ハノイ	543,300	532,900	525,100	509,500	493,900	478,300	447,100	421,100	382,100	330,000	288,500	267,700	246,900	226,100
	ムンバイ	730,100	709,900	688,600	670,400	652,300	634,200	597,900	567,600	522,300	461,800	413,500	389,300	365,000	340,900
	チェンナイ	698,300	687,700	680,800	662,900	645,000	627,100	591,300	561,400	516,700	457,000	409,300	385,400	361,500	337,700
	バンガロール	688,300	679,700	675,800	658,000	640,200	622,500	587,000	557,400	513,100	454,000	406,600	383,000	359,300	335,600
	アーメダバード	730,100	709,900	688,600	670,400	652,300	634,200	597,900	567,600	522,300	461,800	413,500	389,300	365,000	340,900
	ヤンゴン	707,600	695,200	685,800	667,200	648,600	630,000	592,800	561,800	515,300	453,200	403,600	378,700	354,000	329,100
	ホーチミン	594,400	575,600	555,600	539,100	522,600	506,100	473,000	445,400	404,000	348,900	304,700	282,700	260,600	238,600
	フノンペン	648,600	636,600	627,600	609,700	591,800	573,900	538,000	508,100	463,300	403,600	355,800	331,800	308,000	284,000
	ビエンチャン	618,100	607,000	598,600	581,900	565,100	548,400	514,800	486,900	445,000	389,200	344,400	322,100	299,800	277,500
	タイペイ	942,900	911,100	877,000	850,000	823,000	796,000	742,000	697,100	629,600	539,600	467,700	431,700	395,700	359,800

(令和7年4月～)

(単位：円)

地域	在勤地	1号				2号		3号		4号		5号		6号	
		1-4	1-3	1-2	1-1	2-2	2-1	3-2	3-1	4-2	4-1	5-2	5-1	6-2	6-1
大洋州	シドニー	650,900	627,100	600,500	582,000	563,500	545,000	508,100	477,300	431,100	369,500	320,200	295,600	271,000	246,300
	オークランド	645,400	632,600	623,000	603,900	584,700	565,500	527,200	495,200	447,300	383,400	332,300	306,700	281,200	255,600
欧州	パリ	679,800	666,300	656,100	635,900	615,800	595,600	555,200	521,600	471,100	403,800	349,900	323,000	296,100	269,200
	ロンドン	788,900	773,200	761,400	738,000	714,600	691,200	644,300	605,300	546,700	468,600	406,100	374,900	343,600	312,400
	デュッセルドルフ	705,400	680,600	653,600	633,500	613,400	593,300	553,100	519,500	469,300	402,200	348,600	321,800	294,900	268,200
	ジュネーブ	975,800	956,500	942,000	913,100	884,100	855,100	797,100	748,800	676,400	579,700	502,400	463,800	425,100	386,500
	ミラノ	715,400	688,600	658,500	638,200	617,900	597,600	557,100	523,400	472,800	405,200	351,200	324,200	297,200	270,200
	ウィーン	739,300	724,600	713,600	691,700	669,700	647,700	603,800	567,200	512,400	439,200	380,600	351,400	322,000	292,800
	ブラッセル	686,700	673,100	662,900	642,500	622,000	601,600	560,900	526,900	475,900	407,900	353,500	326,300	299,200	272,000
	アムステルダム	701,300	687,400	676,900	656,100	635,400	614,600	572,900	538,100	486,100	416,600	361,100	333,300	305,600	277,700
	マドリッド	637,900	625,300	615,800	596,900	577,900	559,000	521,100	489,500	442,100	379,000	328,400	303,100	277,900	252,600
	ブカレスト	586,200	574,600	565,900	548,500	531,100	513,700	478,800	449,800	406,300	348,200	301,800	278,600	255,300	232,200
	ワルシャワ	616,700	604,600	595,400	577,100	558,800	540,500	503,800	473,200	427,500	366,400	317,500	293,100	268,700	244,300
	ミュンヘン	671,000	661,000	656,100	635,900	615,800	595,600	555,200	521,600	471,100	403,800	349,900	323,000	296,100	269,200
	ブダペスト	629,100	616,700	607,300	588,600	569,900	551,300	513,900	482,800	436,100	373,800	323,900	299,000	274,100	249,200
	モスクワ	652,700	640,600	631,600	613,600	595,600	577,500	541,400	511,300	466,200	406,000	357,800	333,800	309,700	285,700
	ベルリン	681,200	667,700	657,600	637,300	617,100	596,800	556,400	522,700	472,100	404,600	350,700	323,700	296,700	269,800
	プラーハ	701,800	687,900	677,500	656,700	635,800	615,000	573,300	538,600	486,500	417,000	361,400	333,500	305,700	278,000
タシケント	565,700	555,300	547,500	532,100	516,700	501,200	470,300	444,500	405,800	354,300	313,000	292,400	271,800	251,200	
中東	テヘラン	776,100	763,800	754,500	736,000	717,500	699,100	662,000	631,100	584,900	523,200	473,900	449,100	424,400	399,800
	イスタンブール	724,300	697,700	667,800	647,800	627,800	607,900	567,800	534,500	484,600	417,900	364,600	337,900	311,200	284,600
	カイロ	554,000	544,400	537,100	522,700	508,300	493,800	464,900	440,800	404,700	356,700	318,200	298,900	279,600	260,400
	ラバト	621,400	609,400	600,400	582,500	564,600	546,700	510,800	481,000	436,100	376,500	328,700	304,700	280,900	257,000
	アデイスアベハ	763,700	751,900	743,100	725,500	707,900	690,300	655,100	625,800	581,800	523,100	476,100	452,700	429,200	405,700
	アクラ	863,800	849,800	839,200	818,100	797,000	775,900	733,600	698,400	645,700	575,300	518,900	490,900	462,700	434,500
	ナイロビ	715,400	703,200	694,100	675,700	657,400	639,100	602,500	572,000	526,200	465,200	416,300	392,000	367,600	343,200
	ヨハネスブルグ	618,300	607,100	598,700	581,900	565,200	548,500	514,900	487,000	445,100	389,300	344,500	322,200	299,800	277,500
	ラゴス	788,600	777,100	768,400	751,100	733,900	716,600	682,000	653,200	610,000	552,500	506,400	483,400	460,400	437,300
	アビジジャン	905,300	890,700	879,800	858,000	836,200	814,400	770,800	734,400	679,900	607,200	549,000	519,900	490,900	461,800
	トババイ	808,800	793,200	781,900	757,800	733,700	709,700	661,600	621,500	561,300	481,100	417,000	384,900	352,800	320,800
	リヤト	852,200	838,000	827,300	806,000	784,700	763,400	720,800	685,300	632,100	561,100	504,300	475,800	447,500	419,000
テルアビブ	854,700	838,200	825,800	800,900	776,100	751,200	701,500	660,000	598,000	515,100	448,800	415,600	382,500	349,400	
マプト	727,200	716,200	707,900	691,400	674,900	658,400	625,300	597,800	556,500	501,400	457,400	435,300	413,300	391,300	

備考

- この表は、事務に従事する職員に適用する。
- 1号の4以上の在勤基本手当の適用を受ける所長であって理事長が定めた者の在勤基本手当は、その者の在勤地の1号の3に1号の4を加算した額を2で除し、115/100を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
ただし、外務公務員の在勤基本手当月額表の「特号」または「総領事」を超えないこととする。

(2) 第二在勤基本手当月額表
(令和7年4月～)

(単位：円)

地域	在勤地	1号	2号	3号	4号	5号	
ア	インドA	645,600	611,500	554,500	497,500	440,600	
	インドB	648,800	614,400	557,200	500,000	442,600	
	インドC	679,500	643,200	582,800	522,300	461,800	
	インドD	671,900	636,000	576,400	516,700	457,000	
	インドネシア	541,900	509,100	454,600	400,100	345,400	
	ベトナムA	517,300	486,100	434,100	382,100	330,000	
	ベトナムB	547,400	514,400	459,200	404,000	348,900	
	カンボジア	618,700	582,800	523,100	463,300	403,600	
	シンガポール	743,200	696,800	619,400	542,000	464,600	
	スリランカ	632,300	595,600	534,400	473,200	412,100	
	タイ	570,400	534,800	475,400	416,000	356,600	
	大韓民国	612,400	574,100	510,300	446,500	382,800	
	ジ	中華人民共和国A	708,100	665,000	593,100	521,200	449,400
		中華人民共和国B	668,900	627,000	557,400	487,700	418,100
		中華人民共和国C	738,400	692,300	615,300	538,400	461,500
		中華人民共和国D	620,600	583,000	520,200	457,500	394,700
		中華人民共和国E	612,600	575,500	513,500	451,600	389,700
		中華人民共和国F	617,100	578,500	514,300	450,000	385,700
		中華人民共和国G	863,500	809,500	719,600	629,600	539,600
	ア	パキスタンA	702,500	669,200	613,900	558,500	503,200
パキスタンB		696,200	664,600	611,700	558,900	506,100	
バングラデシュ		710,600	674,600	614,600	554,700	494,700	
フィリピン		541,400	508,700	454,100	399,600	345,200	
マレーシア		536,400	502,900	447,000	391,100	335,300	
ミャンマー		676,500	639,300	577,300	515,300	453,200	
ラオス		590,200	556,700	500,900	445,000	389,200	
台湾		863,500	809,500	719,600	629,600	539,600	
北米		アメリカ合衆国A	789,300	740,000	657,700	575,600	493,300
		アメリカ合衆国B	783,100	734,100	652,600	571,100	489,400
	アメリカ合衆国C	823,300	771,800	686,100	600,300	514,500	
	アメリカ合衆国D	781,500	732,700	651,200	569,900	488,400	
	アメリカ合衆国E	820,800	769,500	684,000	598,500	513,000	
	アメリカ合衆国F	732,200	686,300	610,100	533,900	457,600	
	アメリカ合衆国G	751,100	704,100	625,900	547,700	469,400	
	アメリカ合衆国H	769,600	721,500	641,300	561,200	481,100	
	アメリカ合衆国I	879,800	824,800	733,100	641,500	549,900	
	アメリカ合衆国J	754,600	707,400	628,800	550,300	471,600	
	アメリカ合衆国K	781,500	732,700	651,200	569,900	488,400	
	アメリカ合衆国L	829,600	777,800	691,400	605,000	518,600	
	アメリカ合衆国M	788,900	739,600	657,500	575,300	493,100	
	アメリカ合衆国N	741,500	695,200	617,900	540,700	463,500	
	アメリカ合衆国O	834,200	782,100	695,200	608,300	521,400	
	カナダ	639,700	599,700	533,100	466,500	399,800	

(令和7年4月～)

(単位：円)

地域	在 勤 地	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
中 南 米	アルゼンチン	716,900	673,200	600,400	527,600	454,800
	ベネズエラ	908,300	860,000	779,400	698,900	618,300
	ウルグアイ	786,400	738,400	658,400	578,300	498,200
	キューバ	873,100	826,900	750,100	673,200	596,300
	コスタリカ	696,200	653,900	583,200	512,600	441,900
	コロンビア	689,200	651,200	587,900	524,500	461,200
	チリ	655,700	615,900	549,500	483,000	416,600
	ブラジルA	675,500	634,400	565,900	497,400	428,900
	ブラジルB	695,500	654,800	587,100	519,300	451,500
	ブラジルC	651,000	611,500	545,500	479,500	413,600
	ペルー	686,500	646,500	579,600	512,800	446,000
	メキシコ	759,900	713,500	636,200	558,900	481,700
	エクアドル	710,200	668,600	599,300	530,000	460,700
	欧 州	イタリア	624,300	585,400	520,300	455,200
オーストリア		702,600	658,700	585,500	512,400	439,200
オランダ		666,500	625,000	555,500	486,100	416,600
カザフスタン		628,900	594,600	537,600	480,500	423,500
スイスA		934,300	875,900	778,600	681,300	583,900
スイスB		927,500	869,600	772,900	676,400	579,700
スウェーデン		630,200	590,800	525,200	459,500	393,800
スペインA		606,300	568,400	505,300	442,100	379,000
スペインB		619,500	580,800	516,200	451,700	387,200
スロバキア		644,600	604,300	537,100	470,000	402,800
チェコ		667,100	625,400	555,900	486,500	417,000
ドイツ		647,500	607,000	539,600	472,100	404,600
ハンガリー		598,000	560,600	498,300	436,100	373,800
フランスA		646,000	605,700	538,400	471,100	403,800
フランスB		629,000	589,700	524,200	458,600	393,100
ブルガリア		561,700	526,600	468,100	409,600	351,100
ベルギー		652,700	611,800	543,900	475,900	407,900
ポーランド		586,300	549,600	488,500	427,500	366,400
セルビア		576,800	541,900	483,700	425,400	367,300
ウズベキスタン		539,800	509,000	457,400	405,800	354,300
英国	749,700	702,900	624,800	546,700	468,600	
ロシアA	622,600	586,500	526,300	466,200	406,000	
ロシアB	568,300	536,100	482,600	429,000	375,500	
デンマーク	720,900	675,800	600,800	525,700	450,500	

(令和7年4月～)

(単位：円)

地域	在 勤 地	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
大洋州	オーストラリアA	590,100	553,200	491,800	430,300	368,800
	オーストラリアB	591,200	554,200	492,700	431,100	369,500
	オーストラリアC	608,500	570,400	507,100	443,700	380,300
	ニュージーランド	607,700	569,700	506,400	443,200	379,800
	パプアニューギニア	725,800	688,900	627,300	565,700	504,300
	フィジー	590,200	554,400	494,800	435,200	375,700
中東	アラブ首長国連邦	727,900	682,500	606,600	530,800	455,000
	イエメン	925,600	880,700	805,800	730,900	656,100
	イスラエル	813,300	763,700	680,800	598,000	515,100
	イラク	749,200	716,400	661,800	607,100	552,600
	イラン	745,300	708,300	646,600	584,900	523,200
	クウェート	687,500	647,400	580,400	513,500	446,600
	カタール	686,200	644,400	574,800	505,300	435,600
	サウジアラビアA	816,700	774,100	703,100	632,100	561,100
	サウジアラビアB	731,300	689,000	618,400	547,800	477,300
	シリア	620,000	586,400	530,200	474,000	417,900
	トルコA	658,100	618,600	552,900	487,200	421,400
	トルコB	657,800	617,900	551,200	484,600	417,900
レバノン	634,100	599,600	542,000	484,400	426,800	
アフリカ	アルジェリア	675,700	638,600	576,600	514,700	452,700
	ウガンダ	723,600	686,800	625,500	564,200	502,900
	エジプト	529,900	501,000	452,900	404,700	356,700
	エチオピア	734,300	699,100	640,400	581,800	523,100
	エリトリア	972,400	924,600	844,800	765,100	685,400
	ガーナ	828,600	786,400	716,000	645,700	575,300
	ガボン	892,400	845,100	766,200	687,200	608,400
	ケニア	684,900	648,300	587,300	526,200	465,200
	コンゴ共和国	963,400	916,000	837,300	758,500	679,700
	ザンビア	580,300	551,000	502,000	453,200	404,200
	ジンバブエ	902,800	858,200	783,800	709,500	635,100
	コートジボワール	868,900	825,300	752,600	679,900	607,200
	タンザニア	674,900	641,200	584,900	528,700	472,400
	チュニジア	537,500	507,200	456,600	406,000	355,400
	ナイジェリア	759,800	725,200	667,600	610,000	552,500
	南アフリカ共和国	590,300	556,800	500,900	445,100	389,300
	モロッコ	591,500	555,700	495,900	436,100	376,500
	モザンビーク	699,700	666,600	611,600	556,500	501,400
マラウイ	732,700	697,600	639,100	580,600	522,100	

備考

1. この表は、研究に従事する職員に適用する。
2. 第二在勤基本手当月額表の在勤地中、国名に地名及び記号の付記があるものの地域区分は、「領事館の管轄区域を定める訓令」（昭和29年外務省訓令第25号）によるものとする。
3. インドの地域区分は、次のとおりとする。
 - A インド中、B、C、Dに属さない地域
 - B コルカタ
 - C ムンバイ
 - D チェンナイ
4. 中華人民共和国の地域区分は、次のとおりとする。
 - A 中華人民共和国中、B、C、D、E、F、Gに属さない地域
 - B 広州
 - C 上海
 - D 瀋陽
 - E 重慶
 - F 青島
 - G 香港
5. パキスタンの地域区分は、次のとおりとする。
 - A パキスタン中、Bに属さない地域
 - B カラチ
6. アメリカ合衆国の地域区分は、次のとおりとする。
 - A ジストリクトオブコロンビア
 - B アトランタ
 - C サンフランシスコ
 - D シアトル
 - E シカゴ
 - F デトロイト
 - G デンバー
 - H ナッシュビル
 - I ニューヨーク
 - J ヒューストン
 - K ポートランド
 - L ボストン
 - M ホノルル
 - N マイアミ
 - O ロサンゼルス
7. ブラジルの地域区分は、次のとおりとする。
 - A サンパウロ
 - B リオデジャネイロ
 - C ブラジリア
8. ロシアの地域区分は、次のとおりとする。
 - A ロシア中、B及びウラジオストク、サンクトペテルブルグに属さない地域
 - B ハバロフスク
9. オーストラリアの地域区分は、次のとおりとする。
 - A キャンベラ
 - B シドニー
 - C メルボルン

10. サウジアラビアの地域区分は、次のとおりとする。

A リヤド

B ジッダ

11. トルコの地域区分は、次のとおりとする。

A トルコ中、Bに属さない地域

B イスタンブール

12. フランスの地域区分は、次のとおりとする。

A パリ

B マルセイユ

13. ベトナムの地域区分は、次のとおりとする。

A ハノイ

B ホーチミン

14. スイスの地域区分は、次のとおりとする。

A スイス中、Bに属さない地域

B ジュネーブ

15. スペインの地域区分は、次のとおりとする。

A マドリード

B バルセロナ

別表第2

(1) 第一住居手当月額限度額表

(令和7年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
北米	ワシントン	10.4%	アメリカ合衆国ドル	3,854	3,409	2,965	2,669	
	ニューヨーク	7.1%	アメリカ合衆国ドル	5,652	5,000	4,348	4,285	
	サンフランシスコ	8.4%	アメリカ合衆国ドル	4,806	4,252	3,697	3,327	
	ロサンゼルス	8.9%	アメリカ合衆国ドル	4,505	3,985	3,465	3,119	
	シカゴ	11.0%	アメリカ合衆国ドル	3,655	3,234	2,812	2,531	
	ヒューストン	13.2%	アメリカ合衆国ドル	3,041	2,690	2,339	2,105	
	アトランタ	13.4%	アメリカ合衆国ドル	3,007	2,660	2,313	2,082	
	トロント	15.7%	カナダ・ドル	3,495	3,092	2,688	2,419	
	バンクーバー	17.8%	カナダ・ドル	3,081	2,725	2,370	2,133	
中南米	カラカス	13.1%	アメリカ合衆国ドル	3,060	2,706	2,354	2,119	
	サンチャゴ	20.2%	アメリカ合衆国ドル	1,985	1,757	1,527	1,374	
	ブエノスアイレス	11.6%	アメリカ合衆国ドル	3,464	3,065	2,665	2,399	
	サンパウロ	19.6%	アメリカ合衆国ドル	2,048	1,813	1,576	1,418	
	メキシコ	13.7%	アメリカ合衆国ドル	2,943	2,603	2,264	2,038	
	ボゴタ	21.1%	アメリカ合衆国ドル	1,908	1,688	1,468	1,321	
	リマ	17.3%	アメリカ合衆国ドル	2,325	2,057	1,788	1,609	
アジア	ホンコン	5.6%	香港ドル	56,760	50,211	43,662	39,296	
	シンガポール	6.6%	シンガポール・ドル	8,066	7,135	6,205	5,585	
	ニューデリー	16.9%	インド・ルピー	197,577	174,779	151,982	136,784	
	バンコック	13.1%	タイ・バーツ	108,580	96,051	83,523	75,171	
	マニラ	14.2%	アメリカ合衆国ドル	2,831	2,505	2,178	1,960	
	ソウル	14.3%	ウォン	3,830,487	3,388,508	2,946,529	2,651,876	
	クアラルンプール	28.1%	マレーシア・リンギ	6,494	5,746	4,996	4,496	
	コロombo	19.9%	アメリカ合衆国ドル	2,021	1,788	1,555	1,400	
	ジャカルタ	10.8%	アメリカ合衆国ドル	3,723	3,293	2,864	2,578	
	カラチ	16.5%	アメリカ合衆国ドル	2,441	2,159	1,877	1,689	
	ダッカ	18.6%	アメリカ合衆国ドル	2,157	1,909	1,660	1,494	
	ペキン	8.3%	アメリカ合衆国ドル	4,852	4,292	3,732	3,359	
	シャンハイ	8.7%	アメリカ合衆国ドル	4,642	4,107	3,571	3,214	
	ダイレン	12.0%	アメリカ合衆国ドル	3,355	2,968	2,581	2,323	
	コウシュウ	10.2%	アメリカ合衆国ドル	3,951	3,496	3,039	2,735	
	チンタオ	14.1%	アメリカ合衆国ドル	2,851	2,523	2,193	1,974	
	ブカン	8.3%	アメリカ合衆国ドル	4,852	4,292	3,732	3,359	
	セイト	12.3%	アメリカ合衆国ドル	3,256	2,880	2,505	2,255	
	ハノイ	9.6%	アメリカ合衆国ドル	4,201	3,717	3,232	2,909	
	ムンバイ	11.5%	インド・ルピー	292,262	258,539	224,816	202,334	
	チェンナイ	21.3%	インド・ルピー	156,944	138,835	120,726	108,653	
	ベンガルール	23.8%	インド・ルピー	140,774	124,531	108,288	97,459	
	アームダバード	11.5%	インド・ルピー	292,262	258,539	224,816	202,334	
	ヤンゴン	7.4%	アメリカ合衆国ドル	5,406	4,783	4,159	3,743	
	ホーチミン	9.1%	アメリカ合衆国ドル	4,415	3,905	3,396	3,056	
	プノンペン	9.8%	アメリカ合衆国ドル	4,088	3,616	3,145	2,831	
	ビエンチャン	24.3%	アメリカ合衆国ドル	1,652	1,462	1,271	1,144	
	タイペイ	15.0%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,372	2,061	1,854	

(令和7年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
大洋州	シドニー	10.7%	オーストラリア・ドル	5,636	4,986	4,335	3,902	
	オークランド	14.5%	ニュージーランド・ドル	4,529	4,007	3,484	3,136	
欧州	パリ	12.4%	ユーロ	2,992	2,647	2,301	2,071	
	ロンドン	9.5%	スターリング・ポンド	3,308	2,926	2,544	2,290	
	デュッセルドルフ	19.4%	ユーロ	1,910	1,689	1,469	1,322	
	ジュネーブ	7.4%	スイス・フラン	4,788	4,235	3,683	3,315	
	ミラノ	13.7%	ユーロ	2,690	2,380	2,069	1,862	
	ウィーン	17.4%	ユーロ	2,129	1,884	1,638	1,474	
	ブリッセル	15.5%	ユーロ	2,390	2,113	1,838	1,654	
	ストックホルム	19.6%	スウェーデン・クローネ	21,953	19,419	16,887	15,198	
	アムステルダム	16.6%	ユーロ	2,223	1,967	1,710	1,539	
	コペンハーゲン	11.3%	デンマーク・クローネ	24,134	21,350	18,565	18,565	
	マドリード	16.7%	ユーロ	2,218	1,961	1,706	1,535	
	ブカレスト	17.1%	ユーロ	2,156	1,907	1,659	1,493	
	ワルシャワ	14.2%	ユーロ	2,602	2,302	2,002	1,802	
	ミュンヘン	12.2%	ユーロ	3,037	2,686	2,336	2,102	
	ブダペスト	16.0%	ユーロ	2,306	2,040	1,774	1,597	
	モスクワ	6.2%	アメリカ合衆国ドル	6,448	5,704	4,960	4,464	
	ベルリン	14.7%	ユーロ	2,510	2,220	1,931	1,738	
	プラハ	19.5%	チェコ・コルナ	47,198	41,752	36,306	32,675	
	ヘルシンキ	11.1%	ユーロ	3,320	2,938	2,554	2,299	
	タシケント	12.3%	アメリカ合衆国ドル	3,255	2,879	2,504	2,254	
中東・アフリカ	テヘラン	10.7%	ユーロ	3,454	3,056	2,657	2,391	
	イスタンブール	10.3%	アメリカ合衆国ドル	3,887	3,438	2,990	2,691	
	カイロ	15.0%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,371	2,061	1,855	
	ラバト	20.8%	ユーロ	1,776	1,571	1,366	1,229	
	アディスアベバ	11.6%	アメリカ合衆国ドル	3,452	3,054	2,655	2,390	
	アクラ	10.6%	アメリカ合衆国ドル	3,802	3,362	2,924	2,632	
	ナイロビ	17.4%	アメリカ合衆国ドル	2,314	2,048	1,780	1,602	
	ヨハネスブルグ	21.0%	アメリカ合衆国ドル	1,916	1,696	1,474	1,327	
	ラゴス	5.8%	アメリカ合衆国ドル	6,964	6,161	5,357	4,821	
	アビジャン	14.0%	ユーロ	2,645	2,340	2,035	1,832	
	ドバイ	9.4%	アラブ首長国連邦ディルハム	15,570	13,774	11,977	10,779	
	リヤド	8.2%	サウジアラビア・リヤール	18,327	16,213	14,098	12,688	
	テルアビブ	9.1%	アメリカ合衆国ドル	4,434	3,923	3,411	3,070	
マプト	9.5%	アメリカ合衆国ドル	4,233	3,745	3,256	2,930		

備考：

- この表は、事務に従事する職員に適用する。
- 1号の4以上の在勤基本手当の適用を受ける所長であって、理事長が定めた者の住居手当の限度額は、その者の勤務地の1号の額に115/100を乗じて得た額とする。
ただし、外務公務員の住居手当月額に係る限度額の「1号」を超えないこととする。

(2) 第二住居手当月額限度額表
(令和7年4月～)

地域	在勤地		単位	1号	2号	3号	4号	備考	
ア	インドa	16.9%	インド・ルピー	197,577	174,779	151,982	136,784		
	インドb	36.9%	インド・ルピー	90,616	80,159	69,704	62,734		
	インドc	11.5%	インド・ルピー	292,262	258,539	224,816	202,334		
	インドd	21.3%	インド・ルピー	156,944	138,835	120,726	108,653		
	インドネシア	10.8%	アメリカ合衆国ドル	3,723	3,293	2,864	2,578		
	ベトナムa	9.6%	アメリカ合衆国ドル	4,201	3,717	3,232	2,909		
	ベトナムb	9.1%	アメリカ合衆国ドル	4,415	3,905	3,396	3,056		
	カンボジア	9.8%	アメリカ合衆国ドル	4,088	3,616	3,145	2,831		
	シンガポール	6.6%	シンガポール・ドル	8,066	7,135	6,205	5,585		
	スリランカ	19.9%	アメリカ合衆国ドル	2,021	1,788	1,555	1,400		
	タイ	13.1%	タイ・バーツ	108,580	96,051	83,523	75,171		
	大韓民国	14.3%	ウォン	3,830,487	3,388,508	2,946,529	2,651,876		
	ジ	中華人民共和国a	8.3%	アメリカ合衆国ドル	4,852	4,292	3,732	3,359	
		中華人民共和国b	10.2%	アメリカ合衆国ドル	3,951	3,496	3,039	2,735	
中華人民共和国c		8.7%	アメリカ合衆国ドル	4,642	4,107	3,571	3,214		
中華人民共和国d		12.0%	アメリカ合衆国ドル	3,355	2,968	2,581	2,323		
中華人民共和国e		12.3%	アメリカ合衆国ドル	3,256	2,880	2,505	2,255		
中華人民共和国f		14.1%	アメリカ合衆国ドル	2,851	2,523	2,193	1,974		
ア	中華人民共和国g	5.6%	香港ドル	56,760	50,211	43,662	39,296		
	パキスタンa	12.8%	アメリカ合衆国ドル	3,145	2,782	2,419	2,177		
	パキスタンb	16.5%	アメリカ合衆国ドル	2,441	2,159	1,877	1,689		
	バングラデシュ	18.6%	アメリカ合衆国ドル	2,157	1,909	1,660	1,494		
	フィリピン	14.2%	アメリカ合衆国ドル	2,831	2,505	2,178	1,960		
	マレーシア	28.1%	マレーシア・リンギ	6,494	5,746	4,996	4,496		
	ミャンマー	7.4%	アメリカ合衆国ドル	5,406	4,783	4,159	3,743		
	ラオス	24.3%	アメリカ合衆国ドル	1,652	1,462	1,271	1,144		
	台湾	15.0%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,372	2,061	1,854		
	北米	アメリカ合衆国a	10.4%	アメリカ合衆国ドル	3,854	3,409	2,965	2,669	
		アメリカ合衆国b	13.4%	アメリカ合衆国ドル	3,007	2,660	2,313	2,082	
		アメリカ合衆国c	8.4%	アメリカ合衆国ドル	4,806	4,252	3,697	3,327	
		アメリカ合衆国d	14.9%	アメリカ合衆国ドル	2,694	2,382	2,072	1,865	
		アメリカ合衆国e	11.0%	アメリカ合衆国ドル	3,655	3,234	2,812	2,531	
アメリカ合衆国f		14.6%	アメリカ合衆国ドル	2,759	2,441	2,122	1,910		
アメリカ合衆国g		14.1%	アメリカ合衆国ドル	2,850	2,521	2,192	1,973		
アメリカ合衆国h		13.1%	アメリカ合衆国ドル	3,068	2,714	2,360	2,124		
アメリカ合衆国i		7.1%	アメリカ合衆国ドル	5,652	5,000	4,348	4,285		
アメリカ合衆国j		13.2%	アメリカ合衆国ドル	3,041	2,690	2,339	2,105		
アメリカ合衆国k		14.9%	アメリカ合衆国ドル	2,694	2,382	2,072	1,865		
アメリカ合衆国l		7.5%	アメリカ合衆国ドル	5,323	4,708	4,094	3,685		
アメリカ合衆国m		11.0%	アメリカ合衆国ドル	3,663	3,241	2,818	2,536		
アメリカ合衆国n		11.6%	アメリカ合衆国ドル	3,463	3,064	2,664	2,398		
アメリカ合衆国o		8.9%	アメリカ合衆国ドル	4,505	3,985	3,465	3,119		
カナダ		15.7%	カナダ・ドル	3,495	3,092	2,688	2,419		

(令和7年4月～)

地域	在勤地	控除率	単位	1号	2号	3号	4号	備考
中南米	アルゼンチン	11.6%	アメリカ合衆国ドル	3,464	3,065	2,665	2,399	
	ベネズエラ	13.1%	アメリカ合衆国ドル	3,060	2,706	2,354	2,119	
	ウルグアイ	19.5%	アメリカ合衆国ドル	2,058	1,821	1,583	1,425	
	キューバ	10.4%	ユーロ	3,560	3,149	2,739	2,465	
	コスタリカ	19.1%	アメリカ合衆国ドル	2,098	1,856	1,614	1,453	
	コロンビア	21.1%	アメリカ合衆国ドル	1,908	1,688	1,468	1,321	
	チリ	20.2%	アメリカ合衆国ドル	1,985	1,757	1,527	1,374	
	ブラジルa	19.6%	アメリカ合衆国ドル	2,048	1,813	1,576	1,418	
	ブラジルb	15.4%	アメリカ合衆国ドル	2,612	2,310	2,009	1,808	
	ブラジルc	21.4%	アメリカ合衆国ドル	1,873	1,657	1,441	1,297	
	ペルー	17.3%	アメリカ合衆国ドル	2,325	2,057	1,788	1,609	
	メキシコ	13.7%	アメリカ合衆国ドル	2,943	2,603	2,264	2,038	
	エクアドル	28.7%	アメリカ合衆国ドル	1,400	1,239	1,077	969	
欧州	イタリア	17.7%	ユーロ	2,090	1,849	1,607	1,446	
	オーストリア	17.4%	ユーロ	2,129	1,884	1,638	1,474	
	オランダ	16.6%	ユーロ	2,223	1,967	1,710	1,539	
	カザフスタン	13.0%	アメリカ合衆国ドル	3,092	2,735	2,379	2,141	
	スイスa	8.8%	スイス・フラン	3,984	3,524	3,065	2,759	
	スイスb	7.4%	スイス・フラン	4,788	4,235	3,683	3,315	
	スウェーデン	19.6%	スウェーデン・クローネ	21,953	19,419	16,887	15,198	
	スペインa	16.7%	ユーロ	2,218	1,961	1,706	1,535	
	スペインb	15.3%	ユーロ	2,415	2,137	1,858	1,672	
	スロバキア	20.6%	ユーロ	1,797	1,589	1,382	1,244	
	チェコ	19.5%	チェコ・コルナ	47,198	41,752	36,306	32,675	
	ドイツ	14.7%	ユーロ	2,510	2,220	1,931	1,738	
	ハンガリー	16.0%	ユーロ	2,306	2,040	1,774	1,597	
	フランスa	12.4%	ユーロ	2,992	2,647	2,301	2,071	
	フランスb	19.2%	ユーロ	1,930	1,706	1,484	1,336	
	ブルガリア	29.1%	ユーロ	1,272	1,125	978	880	
	ベルギー	15.5%	ユーロ	2,390	2,113	1,838	1,654	
	ポーランド	14.2%	ユーロ	2,602	2,302	2,002	1,802	
	セルビア	14.2%	ユーロ	2,610	2,309	2,008	1,807	
	大洋州	ウズベキスタン	12.3%	アメリカ合衆国ドル	3,255	2,879	2,504	2,254
英国		9.5%	スターリング・ポンド	3,308	2,926	2,544	2,290	
ロシアa		6.2%	アメリカ合衆国ドル	6,448	5,704	4,960	4,464	
ロシアb		26.9%	アメリカ合衆国ドル	1,490	1,319	1,147	1,032	
デンマーク		11.3%	デンマーク・クローネ	24,134	21,350	18,565	18,565	
オーストラリアa		18.8%	オーストラリア・ドル	3,210	2,840	2,470	2,223	
オーストラリアb		10.7%	オーストラリア・ドル	5,636	4,986	4,335	3,902	
オーストラリアc		15.1%	オーストラリア・ドル	3,993	3,533	3,072	2,765	
ニュージーランド	17.5%	ニュージーランド・ドル	3,747	3,314	2,882	2,594		
パプアニューギニア	11.7%	アメリカ合衆国ドル	3,448	3,050	2,652	2,387		
フィジー	16.3%	アメリカ合衆国ドル	2,460	2,175	1,892	1,703		

(令和7年4月～)

地域	在勤地	控除率	単 位	1 号	2 号	3 号	4 号	備 考
中 東	アラブ首長国連邦	6.1%	アラブ首長国連邦ディルハム	24,203	21,410	18,617	16,755	
	イエメン	13.0%	アメリカ合衆国ドル	3,092	2,734	2,378	2,140	
	イスラエル	9.1%	アメリカ合衆国ドル	4,434	3,923	3,411	3,070	
	イラク	5.6%	アメリカ合衆国ドル	7,202	6,370	5,540	4,986	
	イラン	10.7%	ユーロ	3,454	3,056	2,657	2,391	
	クウェート	8.9%	アメリカ合衆国ドル	4,502	3,983	3,463	3,117	
	カタール	8.2%	アメリカ合衆国ドル	4,928	4,360	3,791	3,412	
	サウジアラビアa	8.2%	サウジアラビア・リヤール	18,327	16,213	14,098	12,688	
	サウジアラビアb	7.8%	サウジアラビア・リヤール	19,364	17,131	14,896	13,406	
	シリア	12.9%	アメリカ合衆国ドル	3,103	2,745	2,387	2,148	
	トルコa	14.8%	アメリカ合衆国ドル	2,717	2,403	2,090	1,881	
	トルコb	10.3%	アメリカ合衆国ドル	3,887	3,438	2,990	2,691	
	レバノン	10.2%	アメリカ合衆国ドル	3,938	3,483	3,029	2,726	
	ア フ リ カ	アルジェリア	8.4%	ユーロ	4,394	3,886	3,380	3,042
ウガンダ		12.4%	アメリカ合衆国ドル	3,228	2,856	2,483	2,235	
エジプト		15.0%	アメリカ合衆国ドル	2,679	2,371	2,061	1,855	
エチオピア		11.6%	アメリカ合衆国ドル	3,452	3,054	2,655	2,390	
エリトリア		11.3%	アメリカ合衆国ドル	3,561	3,151	2,740	2,466	
ガーナ		10.6%	アメリカ合衆国ドル	3,802	3,362	2,924	2,632	
ガボン		13.0%	ユーロ	2,846	2,517	2,189	1,970	
ケニア		17.4%	アメリカ合衆国ドル	2,314	2,048	1,780	1,602	
コンゴ共和国		6.2%	アメリカ合衆国ドル	6,439	5,695	4,953	4,458	
ザンビア		10.9%	アメリカ合衆国ドル	3,681	3,256	2,831	2,548	
ジンバブエ		15.2%	アメリカ合衆国ドル	2,647	2,341	2,036	1,832	
コートジボワール		14.0%	ユーロ	2,645	2,340	2,035	1,832	
タンザニア		10.3%	アメリカ合衆国ドル	3,899	3,449	2,999	2,699	
チュニジア		32.3%	ユーロ	1,146	1,013	881	793	
ナイジェリア		5.8%	アメリカ合衆国ドル	6,964	6,161	5,357	4,821	
南アフリカ共和国		21.0%	アメリカ合衆国ドル	1,916	1,696	1,474	1,327	
モロッコ		20.8%	ユーロ	1,776	1,571	1,366	1,229	
モザンビーク		9.5%	アメリカ合衆国ドル	4,233	3,745	3,256	2,930	
マラウイ	14.3%	アメリカ合衆国ドル	2,816	2,491	2,166	1,949		

備考

1. この表は、研究に従事する職員に適用する。
2. 別表第1の在勤地中、国名に記号の付記があるものの地域区分は、「領事館の管轄区域を定める訓令」（昭和29年外務省訓令第25号）によるものとする。
3. インドの地域区分は、次のとおりとする。
 - a インド中、b、c、dに属さない地域
 - b コルカタ
 - c ムンバイ
 - d チェンナイ
4. 中華人民共和国の地域区分は、次のとおりとする。
 - a 中華人民共和国中、b、c、d、e、f、gに属さない地域
 - b 広州
 - c 上海
 - d 瀋陽
 - e 重慶
 - f 青島
 - g 香港
5. パキスタンの地域区分は、次のとおりとする。
 - a イスラマバード
 - b カラチ
6. アメリカ合衆国の地域区分は、次のとおりとする。
 - a ジストリクトオブコロンビア
 - b アトランタ
 - c サンフランシスコ
 - d シアトル
 - e シカゴ
 - f デトロイト
 - g デンバー
 - h ナッシュビル
 - i ニューヨーク
 - j ヒューストン
 - k ポートランド
 - l ボストン
 - m ホノルル
 - n マイアミ
 - o ロサンゼルス
7. ブラジルの地域区分は、次のとおりとする。
 - a サンパウロ
 - b リオデジャネイロ
 - c ブラジリア
8. ロシアの地域区分は、次のとおりとする。
 - a モスクワ
 - b ハバロフスク
9. オーストラリアの地域区分は、次のとおりとする。
 - a キャンベラ
 - b シドニー
 - c メルボルン

10. サウジアラビアの地域区分は、次のとおりとする。

- a リアド
- b ジッダ

11. トルコの地域区分は、次のとおりとする。

- a アンカラ
- b イスタンブール

12. フランスの地域区分は、次のとおりとする。

- a パリ
- b マルセイユ

13. ベトナムの地域区分は、次のとおりとする。

- a ハノイ
- b ホーチミン

14. スイスの地域区分は、次のとおりとする。

- a スイス中、bに属さない地域
- b ジュネーブ

15. スペインの地域区分は、次のとおりとする。

- a マドリード
- b バルセロナ